

姫路市省エネ家電買換え促進事業店舗登録 実施要領

本要領は、姫路市が実施する「省エネ家電買換え促進補助事業」において、登録店舗として参加を希望する事業者向けに、申請方法、必要書類、注意事項等を定めるものです。

1 事業の概要

本事業は、市民による省エネ性能の高い家電製品への買い替えを促進し、エネルギー消費量の削減および物価高騰の負担軽減を図ることを目的としています。登録店舗は、市民が補助対象製品を購入する際の販売窓口として協力いただきます。

2 登録店舗の役割

登録店舗は、次の役割を担います。

- (1) 補助対象製品（エアコン、冷蔵庫）の販売
- (2) 市民への本事業の制度内容の周知・説明・資料の配布
- (3) 領収書・納品書等の適正な発行
- (4) 店舗記入用紙（別紙様式）の発行
- (5) 家電リサイクル法に基づく適正な引き取り
- (6) 市または事務局からの照会への対応

3 登録要件（共通）

以下のすべてを満たす必要があります。

- (1) 姫路市内に店舗（実店舗）を有していること
- (2) 家電製品の販売をしていること
- (3) 家電を引き取ることができ、家電リサイクル法に基づき、適切に廃棄できること。
- (4) 市税の滞納がないこと
- (5) 反社会的勢力と関係がないこと
- (6) 本事業の趣旨を理解し、適正な運営に協力できること

4 必要書類

下記のとおり、申請者の区分ごとに、以下の書類を提出してください。

(1) 法人の場合

- ア 本人確認をすることができる書類の写し
- イ 姫路市内店舗の写真
- ウ 現在事項全部証明書

(2) 個人事業主の場合

- ア 本人確認をすることができる書類の写し
- イ 姫路市内店舗の写真
- ウ 税務署に届け出た開業届の写し又は最新の確定申告書の写し

5 申請方法等

(1) 申請方法；店舗登録用の電子申請システム

(2) 申請受付期間：令和8年4月1日から令和8年5月31日まで
(受付期間終了後の申請については個別に判断する)

(3) 上記4の必要書類をデータ化し、電子申請システムに添付すること

6 本事業の説明について

本事業の委託事業者が申請者に事業説明を行います。説明を受けた上で、本事業への協力を同意された場合、本事業の対象店舗として登録を行います。

7 登録の流れ

(1) 事業者が、店舗ごとに電子申請システムで申請を行う。

(2) 本事業の委託事業者から事業説明（オンライン又は個別訪問）を受ける。

(3) 2の説明を受けた上で、本事業への協力を同意した場合、本事業の対象店舗として登録される。また、その旨の通知を受ける。

(4) 市が登録店舗の一覧を市ホームページ上で公表する。

8 注意事項（重要）

(1) 虚偽の申請や不正行為が判明した場合、登録後であっても登録を取消すことがあります。

(2) 登録取消しにより生じた損害について、市は一切の責任を負いません。

9 登録後の遵守事項

登録店舗は、以下を遵守してください。

- (1) 事務局が配布する案内チラシや案内のぼり旗を目立つ場所に掲示すること
- (2) 補助対象・対象外の製品を、購入者がわかるように区別すること
- (3) 購入者に省エネ性能等について適切に案内すること
- (4) 本事業の補助要件、補助額の算定方法、予算残額等について、購入者に説明すること
- (5) 市民に対し、誤解を招く説明や過度な勧誘を行わないこと
- (6) 領収書・店舗記入用紙等に必要事項を正確に記載すること
- (7) 市および事務局からの調査・照会に協力すること

1 0 個人情報の取り扱い

取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正に管理すること

1 1 問い合わせ先

姫路市省エネ家電買換え促進事業事務局
(連絡先・受付時間は別途案内)